

植栽帯管理の覚書

(以下「甲」という。)と、国土交通省静岡国道事務所長
(以下「乙」という。)とは、乙の管理する道路区域内において乙の認めた植栽の管理を甲が行うことについて、次のとおり覚書を交換する。

(目的)

第1条 本覚書は、道路区域内の歩道に設置されている植栽帯に草花を植え、又ゴミを拾い歩道を良好に管理することにより、道路利用者に道路美化と自然環境保全の大切さを訴え、地域美化運動の推進に寄与することを目的とする。

(適用箇所)

第2条 本覚書は、別紙図面の箇所について適用し、植栽の種類は、草花とする。

(維持管理)

第3条 適用箇所については、甲は良好な維持管理を行うものとする。

- ① 甲は作業にあたって、交通安全に十分留意するとともに、作業中の事故及び第三者との紛争については、甲の責任において処理すること。
- ② 乙の行う道路工事等により、適用箇所に影響が生じる場合は乙はその旨を甲に告げ、甲は異議申し立てをしないこと。
- ③ 植栽帯の維持管理にあたり、疑問或いは相談が必要となった場合には当該箇所を管理する出張所に連絡すること。
- ④ 有害植物、竹竿、支柱等歩行者等にとって危険な物を植え又は設置しないこと。
- ⑤ 管理する植栽帯付近のゴミ等を拾い地域美化の推進に努めること。
- ⑥ 甲以外に適用箇所の利用を希望する者がいる場合には甲は利用希望者と相互に調整するものとする。その場合甲は乙にその旨を報告すること。
- ⑦ 作業中に道路の損傷、落下物等を発見した場合には速やかに出張所に連絡すること。

(有効期限)

第4条 本覚書は、適用箇所の存続中有効とする。

ただし、甲の事情により植栽帯の管理を継続することが出来なくなった場合には、甲は速やかに乙にその旨申し出ること。

(その他)

第5条 本覚書に定めがない事項、または疑義を生じた事項については、甲及び乙は相談して定めるものとする。

上記覚書を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は記名押印し、各自その一通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙 国土交通省中部地方整備局
静岡国道事務所長